

中土佐町学習者用コンピュータ等（GIGA スクール構想第2期）情報機器整備 業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領

1 目的

中土佐町学習者用コンピュータ等（GIGAスクール構想第2期）情報機器整備業務における公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器等の整備を行うにあたり、プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために、「中土佐町学習者用コンピュータ等（GIGAスクール構想第2期）情報機器整備業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の構成

審査委員会の委員は別表のとおりとする

3 役割

審査委員会の役割は次のとおりとする。

- （1）提案の内容の審査
- （2）契約の相手先となる候補者の選定
- （3）その他、審査に関して必要と認めるもの

4 審査委員長の職務等

- （1）審査委員会には、審査委員長を置く。
- （2）審査委員長は、審査委員の互選により定める。
- （3）審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- （4）副委員長は審査委員長を補佐し、審査委員長に事故があるとき又は審査委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審査委員会

- （1）審査委員会は、審査委員長が招集し、議長は審査委員長があたる。
- （2）審査委員会は、審査委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

6 意見の聴取

審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

7 事務局

審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を中土佐町教育委員会事務局に置く。

8 守秘業務

審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 審査結果の開示

審査委員の合議により審査を行い、その結果を開示する。

10 その他

この要領で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が別に定める。

附則

この要領は令和7年4月18日から施行する。